

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十号

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金等の返還債務の免除に関する条例（平成二十六年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後  |  | 改正前  |  |
|--|--|--|--|
| 第一条（略）   | 第一条（略）   | 第一条（略）   | 第一条（略）   |
| 修学資金等の種類（略）  | 修学資金等の種類（略）  | 修学資金等の種類（略）  | 修学資金等の種類（略）  |
| 広島県医師育成奨学金   | 広島県医師育成奨学金   | 広島県医師育成奨学金   | 広島県医師育成奨学金   |
| 学校教育法による大学（以下「大学」という。）において医学に関する学科を専攻する者、同法による大学院（以下この項において「大学院」という。）において医学に関する研究科を専攻する者又は医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修（以下この項において「臨床研修」という。）を修了後、医療機関において専門分野における研修として知事が認める研修（以下この項において「後期研修」という。）を受けている者で、県内の公的医療機関等（医療法第三十一条に規定する公的医療機関）国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第三条に規定す | 学校教育法による大学（以下「大学」という。）において医学に関する学科を専攻する者、同法による大学院（以下この項において「大学院」という。）において医学に関する研究科を専攻する者又は医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修（以下この項において「臨床研修」という。）を修了後、医療機関において専門分野における研修として知事が認める研修（以下この項において「後期研修」という。）を受けている者で、県内の公的医療機関等（医療法第三十一条に規定する公的医療機関並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第三条に規定す | 学校教育法による大学（以下「大学」という。）において医学に関する学科を専攻する者、同法による大学院（以下この項において「大学院」という。）において医学に関する研究科を専攻する者又は医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修（以下この項において「臨床研修」という。）を修了後、医療機関において専門分野における研修として知事が認める研修（以下この項において「後期研修」という。）を受けている者で、県内の公的医療機関等（医療法第三十一条に規定する公的医療機関）国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第三条に規定す | 学校教育法による大学（以下「大学」という。）において医学に関する学科を専攻する者、同法による大学院（以下この項において「大学院」という。）において医学に関する研究科を専攻する者又は医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修（以下この項において「臨床研修」という。）を修了後、医療機関において専門分野における研修として知事が認める研修（以下この項において「後期研修」という。）を受けている者で、県内の公的医療機関等（医療法第三十一条に規定する公的医療機関）国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第三条に規定す |

|     |   |     |     |     |  |     |     |
|-----|---|-----|-----|-----|--|-----|-----|
| (略) | (略)   | (略) | (略) | (略) | (略)  | (略) |     |
| (略) | る独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）第三条に規定する独立行政法人国立病院機構及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人が開設する病院（医療法第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下この項において同じ。）並びに知事が別に指定する病院及び診療所（同法第一条の五第一項に規定する診療所をいう。）をいう。以下この項において同じ。）において医師として、その業務に従事し、かつ、知事が指定する県内の中山間地域等の公的医療機関等又は県内の公的医療機関等の知事が指定する診療科（以下この項において「指定中山間地域等公的医療機関等」と総称する。）において医師として、その業務に従事しようとするものに対し、その者の修学又は研修のための便宜を図るため貸し付けた奨学金 | (略) | (略) | (略) | 定する独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）第三条に規定する独立行政法人国立病院機構及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人が開設する医療法第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下この項において同じ。）において医師として、その業務に従事し、かつ、知事が指定する県内の中山間地域等の公的医療機関等又は県内の公的医療機関等の知事が指定する診療科（以下この項において「指定中山間地域等公的医療機関等」と総称する。）において医師として、その業務に従事しようとするものに対し、その者の修学又は研修のための便宜を図るため貸し付けた奨学金 | (略) | (略) |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。